○大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表要領

制　　定　平成18年10月２日
最近改正　令和８年３月31日

（目的）

第１条　この要領は、「大阪市請負工事成績評定要領」に準じ作成する請負工事（緊急補修工事等を除く。）の成績評定結果について、請負者への通知及び公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（評定結果の通知及び公表）

第２条　工事を担当する所属長は、契約金額100万円を超える工事について請負工事成績評定点（以下「評定点」という。）を定めた場合、工事成績評定通知書（様式１）により当該工事の請負者に対し、速やかに通知を行う。

２　工事を担当する所属長は、契約金額3,000万円以上の工事について、評定点を定めた場合、速やかに第７条及び第８条の規定により公表を行う。

（説明請求）

第３条　前条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日、１月２日、同月３日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日）以内に書面により、理事長に対し評定結果について説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第４条　理事長は、前条の規定により説明を求められた場合、成績評定関係者の意見を聴き、速やかに工事成績評定に係る説明書（別紙様式２－①又は様式２－②）により回答する。

（再説明請求）

第５条　前条に規定する通知を受けた者（契約金額3,000万円以上の工事の請負者に限る。）は、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日、１月２日、同月３日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日）以内に書面により、理事長に対して再説明を求めることができる。なお、再説明請求は１回に限る。

（再説明請求に対する回答）

第６条　理事長は、前条の規定により再説明を求められた場合、成績評定関係者の意見を聴き、速やかに工事成績評定に係る再説明書（様式３）により回答する。

（公表の方法）

第７条　第２条第２項の契約金額3,000万円以上の工事についての公表は、工事成績評定通知書の写しの閲覧による。

（公表の期間）

第８条　公表の期間は、第２条第２項の公表の日から当該公表年度の翌年度末までとする。

附　則

１　この要領は、平成18年10月２日から施行する。

２　この要領は、平成18年10月２日以降に完成する工事について適用する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施工する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

様式１　工事成績評定通知書

様式２－①　工事成績評定に係る説明書（3,000万円以上）

様式２－②　工事成績評定に係る説明書（3,000万円未満）

様式３　工事成績評定に係る再説明書

様式1

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
部
課長
（指定職員）

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、「大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表実施要領」に基づき成績評定結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についてのお問い合わせは下記の通りです。

1. 契約番号・工事名　　号

工事

2. 工期　令和　年　月　日～令和　年　月　日

3. 完成検査年月日　令和　年　月　日

4. 成績評定結果　　点

5. 説明請求送付先及び手続等の問合せ先　〒530－0041　大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター　6階
大阪市住宅供給公社　宛

貴社がこの「工事成績評定通知書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 令和　年　月　日 です。
・郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

様式2－①(3,000万円以上)

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
理事長

工事成績評定に係る説明書

令和　　年　　月　　日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記の通り回答します。

本説明書に疑問があるときは、この書面の回答書を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、1回に限り再説明を求めることができます。

再説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についてのお問い合わせは下記のとおりです。

1.　契約番号・工事名　　号

工事

2.　疑義に対する回答

5.　説明請求送付先及び手続等の問合せ先　〒530－0041　大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター　6階
大阪市住宅供給公社　宛

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 令和　　年　　月　　日 です。
・郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

様式2-②(3,000万円未満)

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
理事長

工事成績評定に係る説明書

令和　　年　　月　　日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記のとおり回答します。

なお、再説明を求めることはできません。

1.　契約番号・工事名　　号

工事

2.　疑義に対する回答

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 令和　　年　　月　　日 です。
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

様式3

大市住公第　　号
令和　　年　　月　　日

契約の相手方
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　様

大阪市住宅供給公社
理事長

工事成績評定に係る再説明書

令和　　年　　月　　日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、審議等結果、下記のとおり回答します。

1.　契約番号・工事名　　号

工事

2.　疑義に対する回答

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 令和　　年　　月　　日 です。
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。